

大口町告示第23号

大口町母子通園事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町母子通園事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町母子通園事業実施要綱（平成18年大口町告示第36号）の一部を次のように改正する。

題名中「母子」を「親子」に改める。

本則中「母子」を「親子」に改める。

第8条第3号中「12月28日」を「12月29日」に、「1月4日」を「1月3日」に改める。

第9条中「（様式第1。以下「申請書」という。）」を「（様式第1）（以下「申請書」という。）」に改める。

様式中「母子」を「親子」に改める。

様式第2及び様式第3の備考を削る。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

大口町母子通園事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧												
<p>大口町<u>親子通園</u>事業実施要綱 (趣旨)</p>	<p>大口町<u>母子通園</u>事業実施要綱 (趣旨)</p>												
<p>第1条 この要綱は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第3条第2項の規定に基づき、心身に障がいをもつ就学前児童やその疑いのある就学前児童（以下「対象児童」という。）に対しふれあいの場を与え、保護者とともに日常生活に必要な習慣を養い、その心身の発達を助長することを目的に実施する<u>親子通園事業</u>（以下「通園事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。 (名称、位置及び利用定員)</p>	<p>第1条 この要綱は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第3条第2項の規定に基づき、心身に障がいをもつ就学前児童やその疑いのある就学前児童（以下「対象児童」という。）に対しふれあいの場を与え、保護者とともに日常生活に必要な習慣を養い、その心身の発達を助長することを目的に実施する<u>母子通園事業</u>（以下「通園事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。 (名称、位置及び利用定員)</p>												
<p>第2条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">利用定員 (一日当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大口町 <u>親子通園</u> ぱん だ教室</td> <td style="text-align: center;">大口町中小口二丁目619番地</td> <td style="text-align: center;">15組以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休日)</p>	名 称	位 置	利用定員 (一日当たり)	大口町 <u>親子通園</u> ぱん だ教室	大口町中小口二丁目619番地	15組以内	<p>第2条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">利用定員 (一日当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大口町 <u>母子通園</u> ぱん だ教室</td> <td style="text-align: center;">大口町中小口二丁目619番地</td> <td style="text-align: center;">15組以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休日)</p>	名 称	位 置	利用定員 (一日当たり)	大口町 <u>母子通園</u> ぱん だ教室	大口町中小口二丁目619番地	15組以内
名 称	位 置	利用定員 (一日当たり)											
大口町 <u>親子通園</u> ぱん だ教室	大口町中小口二丁目619番地	15組以内											
名 称	位 置	利用定員 (一日当たり)											
大口町 <u>母子通園</u> ぱん だ教室	大口町中小口二丁目619番地	15組以内											
<p>第8条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>(4) 略</p> <p>(通園の手続き)</p>	<p>第8条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>12月28日から翌年の1月4日までの日</u>（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>(4) 略</p> <p>(通園の手続き)</p>												
<p>第9条 通園事業を受けようとする保護者は、大口町<u>親子通園許可申請書</u>（様式第1）（以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。 (通園可否の決定)</p>	<p>第9条 通園事業を受けようとする保護者は、大口町<u>母子通園許可申請書</u>（様式第1。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。 (通園可否の決定)</p>												
<p>第10条 略</p> <p>2 町長は、前項の規定により通園を許可した</p>	<p>第10条 略</p> <p>2 町長は、前項の規定により通園を許可した</p>												

新	旧
<p>ときは、大口町<u>親子</u>通園許可通知書（様式第2）により保護者に通知する。ただし、町長が特に必要と認めたときは、通園の許可に条件を付することができる。</p>	<p>ときは、大口町<u>母子</u>通園許可通知書（様式第2）により保護者に通知する。ただし、町長が特に必要と認めたときは、通園の許可に条件を付することができる。</p>
<p>3 町長は、第1項の規定により通園を許可しなかったときは、許可しない理由を付して、大口町<u>親子</u>通園不許可通知書（様式第3）により保護者に通知する。</p> <p>（退園の手続き）</p>	<p>3 町長は、第1項の規定により通園を許可しなかったときは、許可しない理由を付して、大口町<u>母子</u>通園不許可通知書（様式第3）により保護者に通知する。</p> <p>（退園の手続き）</p>
<p>第11条 児童を退園させようとする保護者は、退園する日の10日前までに、大口町<u>親子</u>通園退園届（様式第4）を町長に提出しなければならない。</p>	<p>第11条 児童を退園させようとする保護者は、退園する日の10日前までに、大口町<u>母子</u>通園退園届（様式第4）を町長に提出しなければならない。</p>
<p>様式第1 【別記】</p>	<p>様式第1 【別記】</p>
<p>様式第2 【別記】</p>	<p>様式第2 【別記】</p>
<p>様式第3 【別記】</p>	<p>様式第3 【別記】</p>
<p>様式第4 【別記】</p>	<p>様式第4 【別記】</p>

新

様式第1（第9条関係）

大口町親子通園許可申請書

年 月 日

大口町長 様

保護者 住 所
氏 名

大口町親子通園に通園したいので、下記のとおり申請します。

記

ふりがな		生 年 月 日			
児 童 名		年 月 日			
連 絡 先					
家 族 構 成	(ふりがな) 氏 名	入園児童と の 続 柄	生 年 月 日	職 業 等	備 考
保 険 証 番 号		療 育 手 帳		身 体 障 害 者 手 帳	
※お子さんのことで気にかかることをできるだけ詳しくお書きください。					
町が給食費の徴収のために必要な世帯情報及び市町村民税の情報（同一世帯者含む）について 確認することに同意します。 保護者氏名					

様式第1（第9条関係）

大口町母子通園許可申請書

年 月 日

大口町長 様

保護者 住 所
氏 名

大口町母子通園に通園したいので、下記のとおり申請します。

記

ふりがな		生 年 月 日			
児 童 名		年 月 日			
連 絡 先					
家 族 構 成	（ふりがな） 氏 名	入園児童と の 続 柄	生 年 月 日	職 業 等	備 考
保険証番号		療育手帳		身体障害者 手 帳	
※お子さんのことで気にかかることをできるだけ詳しくお書きください。					
町が給食費の徴収のために必要な世帯情報及び市町村民税の情報（同一世帯者含む）について 確認することに同意します。 保護者氏名					

様式第2（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

丹羽郡大口町長

印

大口町親子通園許可通知書

申し込みのありました大口町親子通園への通園については、下記のとおり許可します。

記

児童の氏名 及び生年月日	年 月 日
期 間	年 月 日から 年 月 日
許 可 条 件	1 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。 2 施設及び備品を損傷し、又は滅失させるような行為をしないこと。 3 危険を引き起こす行為をしないこと。 4 上記の他管理上必要な指示事項に従うこと。 5 その他特記事項 ()
給食費の徴収	有 ・ 無

備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

丹羽郡大口町長

印

大口町母子通園許可通知書

申し込みのありました大口町母子通園への通園については、下記のとおり許可します。

記

児童の氏名 及び生年月日	年 月 日
期 間	年 月 日から 年 月 日
許 可 条 件	1 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。 2 施設及び備品を損傷し、又は滅失させるような行為をしないこと。 3 危険を引き起こす行為をしないこと。 4 上記の他管理上必要な指示事項に従うこと。 5 その他特記事項 ()
給食費の徴収	有 ・ 無

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

丹羽郡大口町長

印

大口町親子通園不許可通知書

年 月 日付で申し込みのありました大口町親子通園への通園については、下記の理由により許可できませんので、通知します。

記

通園不許可理由

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

丹羽郡大口町長

印

大口町母子通園不許可通知書

年 月 日付で申し込みのありました大口町母子通園への通園については、下記の理由により許可できませんので、通知します。

記

通園不許可理由

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

新

様式第4（第11条関係）

大口町親子通園退園届

年 月 日

大口町長 様

保護者 住 所

氏 名

電 話

大口町親子通園に通園しておりましたが、下記により退園します。

記

退園児童氏名		生年月日	年 月 日
退園児童住所			
退 園 理 由			
退 園 日			

様式第4（第11条関係）

大口町母子通園退園届

年 月 日

大口町長 様

保護者 住 所

氏 名

電 話

大口町母子通園に通園しておりましたが、下記により退園します。

記

退園児童氏名		生年月日	年 月 日
退園児童住所			
退 園 理 由			
退 園 日			